

## 平成 31 年度羅臼町一般廃棄物処理実施計画

羅臼町告示第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定により、平成 31 年度一般廃棄物処理実施計画を定め、羅臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 7 条第 2 項に基づき、下記のとおり告示する。

平成 31 年 4 月 1 日

羅臼町長 湊 屋 稔

<ごみ処理編>

- 1 対象区域 羅臼町全域
- 2 対象期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
- 3 一般廃棄物の排出抑制及び資源化等の促進の方策
  - (1) 排出抑制の促進
    - ①「羅臼町ごみ分別一覧表」の配布  
分別の細分化に伴い、分別区分が難しくなっているため、分別排出方法を記載した冊子を転入者及び希望者に配布し、分別収集・リサイクル、ごみの適正処理を推進する。
    - ②分別に関する諸問題の広報  
町民にとって難解な分別方法などについて、町政だより等で積極的に周知し、ごみの排出抑制、分別ルールの浸透を図る
    - ③羅臼町ごみ焼却場（清掃センター）の見学の受け入れ  
町内各学校による施設見学を受け入れ、分別収集、リサイクル、ごみの減量化の必要性を呼びかける。
    - ④ホームページでの情報提供  
羅臼町ホームページに分別方法を掲載し、随時分別ルールを確認可能な状態にすることで、分別の推進を図る。

⑤資源リサイクル（古紙）回収実践団体への助成

古紙回収を自主的に実施している住民団体への還元金制度を継続し、リサイクルに対する意識向上を図る。

⑥女性団体との連携

羅臼女性団体連絡協議会、羅臼漁協女性部、羅臼町商工会女性部の3団体による「知床スマイル・エコプロジェクト」のエコ活動への協力及び支援に努める。

4 ごみの適正処理の推進

(1) 収集方法 分別して排出し、指定日に戸別収集を行う。

(2) 収集、運搬体制及び処理計画量

①収集、運搬体制及び処理計画量

一般廃棄物の種類	収集運搬の主体	収集・処理計画量	収集回数	搬入先
生ごみ	委託業者	549 t	週2回	民間業者
燃やせるごみ		972 t	週2回	根室北部広域ごみ処理施設
燃やせないごみ		82 t	週1回	根室北部衛生組合
粗大ごみ		54 t	週1回	一般廃棄物最終処分場
危険ごみ		4 t	週1回	上記最終処分場 及び 民間業者
ペットボトル		33 t	週1回	根室北部廃棄物処理広域連合 リサイクルセンター くるっと
プラスチック		27 t	週1回	
紙製容器包装		19 t	週1回	
白色トレイ		2 t	週1回	
びん		97 t	週1回	民間業者
アルミ缶		26 t	週1回	
スチール缶		34 t	週1回	
鉄くず		110 t	週1回	
古紙類		355 t	週1回	
廃食用油		2 t	週1回	

※峯浜酪農地区及び北浜以北地区（夏季除く）の収集回数については、全ての全種類週1回とする。

## ②資源化の促進

一般廃棄物の種類	再資源化の方法
生ごみ	民間業者にて堆肥化
危険ごみ	蛍光管及び乾電池を羅臼町清掃センターで分別し、再生処理事業者に処理委託。
ペットボトル	根室北部廃棄物処理広域連合リサイクルセンターくるとで圧縮・梱包し、公益財団法人容器包装リサイクル協会に処理委託。
プラスチック	
紙製容器包装	
白色トレイ	
びん	根室北部廃棄物処理広域連合リサイクルセンターくるとで、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラスに分別し、公益財団法人容器包装リサイクル協会に処理委託。
アルミ缶	羅臼町清掃センターで圧縮し、民間業者に売却。
スチール缶	
鉄くず	羅臼町清掃センターで分別し、民間業者に売却。
古紙類	羅臼町清掃センターで新聞紙、雑誌、段ボール、紙パックに分別し、民間業者へ売却
廃食用油	民間業者へ無償引渡し

### (3) 町が収集、処理しない一般廃棄物

羅臼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 16 条に規定する一般廃棄物は収集、処理は行わない。

### (4) 多量の一般廃棄物の処理計画

多量の一般廃棄物を排出する事業者に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、減量に関する計画の作成と提出を求めるとともに、排出元及び排出先市町村と協議の上、適正な運搬と処分を指導する。

### (5) 処理施設の概要

#### ①中間処理施設

施設名	根室北部広域ごみ処理施設
所在地	野付郡別海町別海 13 番地の 5
構成町	羅臼町・別海町・中標津町・標津町
処理廃棄物	可燃ごみ
計画搬入量	960.0 t
残渣の処分方法	焼却残渣、不燃性残渣は最終処分場に埋立

施設名	根室北部廃棄物処理広域連合 リサイクルセンター くるっと
所在地	標津郡中標津町東当幌 16 番地 11
構成町	羅臼町・中標津町・標津町
処理廃棄物	ペットボトル・プラスチック・紙製容器包装・白色トレイ・びん
計画搬入量	138.2 t
残渣の処分方法	根室北部広域ごみ処理施設にて焼却後、焼却残渣は最終処分場に埋立

②最終処分場

施設名	根室北部衛生組合
所在地	標津郡標津町字崎無異 172 番地 1
構成町	羅臼町・標津町
処理廃棄物	焼却残渣、不燃性残渣、不燃ごみ
埋立容量	15,000 m <sup>3</sup>
埋立期間	平成 16 年 8 月～34 年 9 月（予定）

(6) 分別区分及び手数料等

	分類	内容	排出方法	手数料等
有 料	生ごみ	残飯、野菜くず、魚の内臓、卵の殻など	指定袋	60 25 円 / 100 40 円 / 200 80 円
	燃やせるごみ	紙くず、ゴム類、繊維類など	指定袋	200 80 円 / 450 120 円
	燃やせないごみ	金属類、ガラス類、陶器類など	指定袋	200 80 円 / 450 120 円
	プラスチック製容器包装	マークのついたプラスチック	指定袋	200 40 円 / 450 65 円
	紙製容器包装	マークのついた紙製容器	指定袋	200 40 円 / 450 65 円
	白色トレイ・ペットボトル	白色のトレイ、マークのついたペットボトル	指定袋	200 40 円 / 450 65 円
	びん・缶	飲料等のビン、アルミ、スチールマークのついた缶	指定袋	200 40 円 / 450 65 円
	粗大ごみ	家具、布団などの大型ごみ	シール貼り付け	20 kgにつき 200 円
無 料	危険ごみ	電球、蛍光管、ライター、電池など	半透明の袋	
	紙パック	牛乳などの紙パック	半透明の袋	
	段ボール、新聞紙、雑誌		晴天時に束ねる	
	食品用油		ペットボトルなどの容器へ入れる	

(7) 観光客用ごみ袋の分別及び手数料等

	分類	内容	排出方法	手数料等
有 料	燃やせるごみ	(6) の生ごみ、燃やせるごみ、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、白色トレイ・ペットボトル	観光客専用ごみ袋購入店に持ち込む	100 100 円
	燃やせないごみ	(6) の燃やせないごみ、びん・缶、危険ゴミ		

## 5 環境美化の推進

### (1) 不法投棄及びポイ捨ての防止

羅臼町不法投棄防止条例に基づき、関係機関と連携しながらパトロール、指導等の対策を進め、適正処理の普及啓発のために看板設置や広報誌での周知を図る。

また、ねむろ自然の番人宣言羅臼町認定事業所の活動を拡大し、不法投棄及びポイ捨ての防止に努める。

### (2) 清掃活動に対する支援

連合町内会が毎年実施している「春の全町一斉大掃除」をはじめに、各学校や各種団体、民間企業による自主的な清掃活動が活発化しており、環境美化への意識が高まっているため、このような活動を拡大するためごみ袋の提供などの支援に努める。

<生活排水処理編>

1 対象区域 羅臼町全域

2 対象期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

3 基本方針

本町の地理的条件、地区の特性、人口の密集度から見ると下水道、農業集落排水施設、コミュニティプラントの採用には不利な条件であるため、個別処理施設の合併処理浄化槽の普及を促進する。

4 処理計画

(1) 生活排水処理計画

	単位	平成 29 年度 (平成 30 年 3 月末)	平成 30 年度 (平成 31 年 3 月末)	計画 平成 31 年度
計画処理区域内人口	人	5,076	4,930	4,824
生活排水処理人口	人	2,873	2,821	2,805
生活排水非処理人口	人	2,203	2,109	2,019
生活排水処理率	%	56.60	57.22	58.15
合併処理浄化槽設置基数	基	958	965	980

(2) 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
単独浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	根室北部衛生組合

(3) し尿及び浄化槽汚泥処理計画

①収集、運搬体制の主体及び収集、処理計画量

区分	収集運搬の主体	収集・処理計画量
し尿	許可業者	1,481kl
浄化槽汚泥		2,167kl

②処理施設の概要

施設名	浄化センター	設置主体	根室北部衛生組合
所在地	標津郡標津町字茶志骨東 2 線 1 番地の 24		
処理廃棄物	し尿・浄化槽汚泥	処理能力	47kl/日